

平成26年11月6日

第2回

文京区立誠之小学校改築基本構想

検討委員会会議録

文教区立誠之小学校改築基本構想検討委員会会議録

平成26年 第2回

日時：平成26年11月6日（木）午後6時30分

場所：文京区立誠之小学校 図書館

「出席」

委員長	田中芳夫
副委員長	竹田弘一
委員	宮崎知明
委員	笹沼健一
委員	鮫島明良
委員	澁木禧雄
委員	松尾紀彦
委員	小倉芳彦
委員	諏訪勉
委員	中西薫
委員	西田義貴
委員	田村純子
委員	熱田直道
委員	北島陽彦
委員	鶴沼秀之
アドバイザー	西出和彦

「欠席」

委員	森本武志
委員	竹越淳

「説明のために出席した教育推進部職員」

副参事	吉谷太一
施設係長	木村健
主事	山崎博
主事	須田浩史

平成26年

第2回 文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会

平成26年11月6日(木) 午後6時30分

場 所 文京区立誠之小学校 図書館

次 第

- 1 前回議事録の確認
- 2 検討事項と報告書のイメージ
- 3 改築の基本理念
- 4 必要諸室等についての考え方
- 5 その他

(18:30)

○事務局（吉谷） では定刻になりましたので、只今より第2回の文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会を始めさせていただきます。今、まだ委員さんが何人か遅れている方がいらっしゃるかと思いますが、始めさせていただきますと思います。まず、本日の配付資料につきまして事前送付をすべきところでしたが、机上の配付となってしまったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。以後は事前配付ということで迅速な資料作りを行って参りますので、よろしく願いいたします。

では、出席状況の確認をいたします。委員の出席状況につきましては、まず竹越委員から欠席の御連絡をいただいております。また、北島委員につきましては、遅れて来るということで御連絡をいただいております。なお、PTAの宮崎委員と森本委員が遅れているようでございますが、この後、いらっしゃるものと思われま。

次に、本日の資料及び参考資料につきまして、次第を含めて確認をさせていただきます。まず、次第と資料の第6号から第8号まで4枚ございます。参考資料1としまして、これが8枚綴りになっております。参考資料の2と3が、それぞれ2枚ずつで合計4枚となります。全部で16枚となっております。お手元の資料で何か不足等は大丈夫でしょうか。次第を含めて4枚です。参考資料は16枚です。

○小倉委員 8枚とおっしゃったのですか。4枚ですね。

○事務局（吉谷） 次第を含めて4枚です。

○竹田副委員長 参考資料1が8枚綴りのものです。それで、参考資料2が2枚綴りです。参考資料3が2枚綴りということで、御確認いただければと思います。

○事務局（吉谷） よろしいでしょうか。では、事務局からは以上となります。これより進行は、田中委員長、よろしく願いいたします。

1 前回議事録の確認（18:32）

○田中委員長 皆さん、改めまして、こんばんは。

お足元の悪いところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めて参りたいと存じます。議題に先立ちまして、お手元に1枚のメンバー表、名簿を置かせていただきました。ちょっと並びも変えさせていただきますが、この前の第1回に御指摘をいただきまして、隣地の会長ということで諏訪会長の方にも委員をお願いいたしました。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議題の1、前回議事録の確認ということでございます。

これは事前に送付し御確認をいただいているかと思いますが、何か内容についてございま

すでしょうか。

○小倉委員 確認の仕方についてですが、今日送付されまして、自分の発言を中心にとするか、私はあまり発言をしていませんが、それについて少し足りないと思うのが一つ、それからあとミスプリントというのが目立つので、今日ここでそういうものを訂正、希望するものを提出して、それで打ち直しをするという御返事をいただいたのですが、そういうことになるのでしょうか。補ったり、訂正したり、或いは他の方の発言でも録音し損ねているのではないかという発言が見受けられるのですが、そういうことについて意見は言えるのでしょうか。

○田中委員長 基本的なところは事務局に回答いただいてあとは少しお願いをさせていただくということによろしいですか。

○事務局（山崎） 事務局です。済みません。誤字につきましては私どもの不注意でした。申し訳ございませんでした。委員が御指摘の部分ですが、確かに録音が聞き取りづらかった部分もございましたので、それは手を加えさせていただいているところもございしますが、基本的には御発言いただいた内容を確認いただくという作業を行いたいと思っております。御指摘等あれば、そのように検討させていただければと思っております。

○小倉委員 確認はここでやるのですか。最初にやるのですか。それとも記入か何かして、それでそれをお渡しするのか。

○竹田副委員長 今回御指摘いただいたものについては、事務局の方で一旦預らせていただきまして、それをもとに修正したものを最終版という形で委員の皆様方に送らせていただきたいと思いますので、不備な点または御指摘の点があれば、その旨事務局の方にお伝えいただけると大変ありがたく存じます。そのような扱いでお願いしたいと思います。

○小倉委員 くどいけども、この場で伝えるんですか。

○竹田副委員長 いいえ、事務局の方へお渡しいただければと。

○田中委員長 それは終わってからで結構です。そのことでの議論はするつもりはないですが、最終的にはそういった御指摘も踏まえて改めて直しまして、委員各位に御送付を申し上げるということになります。

それで、完成した後の扱いですけれども、前回確認しておりますが、会議資料と一緒にシビックセンターの2階の行政情報センターの方へ紙ベースで置いて公表・公開をすると、これが一点。それから、あわせて区のホームページにも掲載をしていくということになります。その辺の日程も含めて御案内をして参りたいと思っておりますので、何かありましたら、後ほど事務局の方にお寄せいただければと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それから、私の方から1点。前回の議論の確認をさせていただいて、今日の議論を進めら

ればなと思っております。

前回、図面を具体的にご覧いただきながら、誠之小学校の現在の状況といたしますか、どのような制約があるのだろうかというところで、そんな中でこういった形でできるのではないかとこの図案を見ていただき、建物について確認させていただきました。この誠之小学校の現在の建物については高さがもう15mということで、現在の法規制からは外れているということになりますので、そういった意味からも建て直しをして、現在は「既存不適格」という見方になりますが、そういった点を解消していくためにも建て替えは前提になるというのが一点です。

それから、もう一つは、かねがね地元の会長さんも含め、いろいろとお声をいただいている擁壁の話です。この擁壁については危険という名称が東京都の方で一定の整理をしたことはありますが、今の状態で立ち入りができないような危険性ではなくて、一定の補修をしながら、安全確保をしながらきているのですが、こういった何かの機会には是非とも区としてもその辺をさらに安全なものにしていきたいということで、この検討の中で手を付けていきたいということのお話をさせていただいております。

全部取る、取らないということではなくて、一定の学校の改築の中でどうやって活用していくかということで、この擁壁についても災害上の視点なども含めて安全性を高めていくということで議論をしていくということで、一応共通認識ができたかなと思っておりますが、いかがでしょうか。大きくはこの2点ですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 検討事項と報告書のイメージ（18：40）

○田中委員長 それでは、次第に沿って参りたいと思います。

では、事務局の方から、次第の2、検討事項と報告書のイメージということでの説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（山崎） 事務局の山崎です。

では、お手元にお配りしました資料第6号について、次第第2、検討事項と報告書のイメージについてということで御説明を申し上げます。

資料第6号につきましては、第六中学校改築基本構想検討委員会報告書を参考に、誠之小学校向けに5つの検討事項として整理をさせていただいた資料でございます。

資料第6号を説明する前に、具体的な事例として参考資料1を添付してございますので、お手元の文京区立第六中学校改築基本構想検討委員会報告書という資料を御用意下さい。第六中学校は、文京区において直近で改築を行った事例となっております。本検討委員会で

の議論の進め方をイメージいただく参考資料として、本日は配付させていただきました。

報告書の内容を御説明させていただきます。

1枚おめくりいただいて、目次を御覧下さい。第六中学校の報告書では、「Ⅰ はじめに」から「Ⅶ 第六中学校の改築に向けて」という7つの項目で構成されております。

Ⅰでは、改築の必要性や検討委員会の目的を確認しております。

Ⅱでは、敷地の概要、敷地条件等を整理しております。

Ⅲでは、改築の基本理念として、基本理念検討に当たっての考え方及び改築の基本理念を3つの指標の下に整理してございます。

Ⅳでは、施設全体の整備方針として、校舎・体育館の整備方針を確認いたしました。

Ⅴでは、必要諸室の考え方について、普通教室、特別教室等8つの項目で考え方を整理してございます。

Ⅵでは、仮校舎等について、工事改築中の仮校舎や運動場などをどのように整備したいか、大まかな考え方を整理しております。

最後にⅦになりますが、第六中学校の改築に向けてとして、プロポーザル方式の採用、基本設計・実施設計における報告書の取り扱い、工事期間中の生徒への配慮等を記してございます。

なお、この基本構想検討委員会報告書における資料として、後ろの2ページと3ページをお開きいただいて、こちらは資料として添付されているものですが、第六中学校の現校舎・仮設校舎等配置図というものと第六中学校の新校舎等配置図というものを添付しております。今回もこのようなものを付けるようなイメージでおります。

それでは、資料第6号の検討事項、こちらのペーパーにお戻り下さい。検討事項という資料につきましては5点ございます。

まず、一点目は、敷地の現状ということで、第1回検討委員会として敷地の概要と敷地条件について確認をさせていただいているところです。

二点目は、改築の基本理念ということですが、本日の次第にありますとおり、皆様とこれから御確認をさせていただきたいと思っております。

三点目は、施設全体の整備方針です。こちらの方は擁壁、樹木といった誠之小学校特有の課題を踏まえた建物の配置など、学校全体の整備方針を検討していただきたいと考えてございます。

四点目は、必要諸室等についての考え方です。本件も本日御議論いただく内容となっておりますので、この検討事項では普通教室や特別教室・管理諸室等といった学校の施設について整備の方向性について、児童の視点や地域の視点から御議論いただきたいと思います。

最後に、五点目ですが、仮設校舎等についての考え方となっております。工事期間中の教育環境や仮校舎、運動場の考え方などを御議論いただくこととなります。資料第6号及び参考資料1について、事務局からの説明は以上です。

○田中委員長 ありがとうございました。

今、説明がありましたが、大体報告書としては第六中学校が直近に建ち上がっておりますので、その時に同じような検討委員会におきましてまとめられた報告書を御覧いただいて、このような形でまとめていければなというのが事務局の考えということでございます。

それから、もう一つは、資料第6号でございますが、こちらの方に1から掲げてありますけれども、1の敷地の現状ということにつきましては、参考資料1の1ページの方を御覧いただければと思います。このような形でこの前の法規制と御確認いただいたところを盛り込んでいくというようなこととなります。

それから、本日は、この次第の検討事項の中でも、2番と4番の部分を御協議できればなと思っております。一つには、改築の基本理念ということでございまして、第六中の例で申し上げますと、2ページのローマ数字Ⅲの部分です。それから、4につきましては、めくっていただきまして、5ページのローマ数字Ⅴというところで普通教室をいくつにするのかというような御議論から始まって、その他の運動場も含めて一定の御議論と言いますか、検討をしていただければなと思っております。

何か御意見、御質問をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

とりあえず説明を受けたということで、次に進めさせていただいてよろしいですか。

3 改築の基本理念(18:48)

○田中委員長 次が具体的な改築の基本理念のところということで、一つずつ進んでまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。では、本日、一つ目の検討事項であります次第の3、改築の基本理念について、事務局からまず説明を受けたいと思っております。お願いいたします。

○事務局(山崎) 事務局山崎です。

改築の基本理念について、参考資料1、第六中学校の検討委員会報告書、こちらは2ページのところに3、改築の基本理念がございます。イメージとしてはこのようなものを誠之小の内容として作っていくのかなということで、基本理念につきましては基本理念の検討に当たっての考え方と改築の基本理念の2つの項目がございます。

まず、基本理念の検討に当たっての考え方については、第六中学校の歴史や地域の特色を踏まえた上で、学校の特徴を加味すると共に、課題の整理を行った考え方として18行ぐら

いのところでまとめているものです。

また、改築の理念については、国の指針であるこちらの参考資料2になります。小学校施設整備指針、こちらを抜粋してございます。また、参考資料3なのですが、文京区教育振興基本計画ということで、区の施策に基づいた資料を基に施設整備上の指針をまとめさせていただきたいと思っております。事務局としては、以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。今、説明がありましたが、いかがでしょうか。御意見、御質問をお願いしたいと思います。

こちらの改築の基本理念のところでは、大きくは2つの整理をさせていただければなと思っております。

一つには、今、第六中のものがお手元でございますが、2ページのローマ数字Ⅲの1の部分になります。基本理念検討に当たっての基本的な考え方の部分になります。それで、段落は分かれておりますが、第六中の例でいきますと一段落目に第六中の特色といいますか、歴史・伝統などが書かれておまして、二段落以降は改築の必要性等が整理をされておりますので、主な流れとしてはその一段落目を誠之小学校としてどのように記述にしていくかということが一番大事なところかなと思っております。

あと体育館のところは第六中と違いまして、非常に条件の厳しいエリアでの改築になりますので、それとは違う意味で体育館についても手を入れていかざるを得ないのかなと思われると思います。これは御議論いただいた上での話になりますが。あと「なお」書きの部分は、誠之小学校のところでは該当がないと思いますので、その部分の記述はない形かなと思っております。

それから、二つ目のところは、基本理念のところですが、私ども改築あるいは施設の整備を行う際には、国が出しておりますこのような整備指針等に則ってやっているところでありまして、改築の際にはこういう整理を基本理念として盛り込んでいくというようなこともやっているということになります。誠之小の例で言うと3本の柱で整備をしておりますが、多様な学習活動に対応した学校づくり、健康的で安全な学校づくり、それから地域に開かれた学校づくりというような柱の中で整備を進めているところでございます。

ここでは具体的に今日決めるということではございませんので、何なりと御意見、御質問をしていただければと思います。西出先生の方から、ちょっと御意見をいただきたいと思えます。

○西出アドバイザー 必要諸室との関係にもなってくるのかと思うのですが、理念の立て方について、例えば文科省の参考資料2にあるようなところを実際にやっていくとなると、こういうイメージだけではなくて、どういうことをやるのかという具体的なイメージがないと、

どういう部屋で対応していったら良いかというのが全く出てこないというか、逆に言うと、ここでは色々なことが書けるのですが、実際にそれを実現するとなると、必要諸室とかどういいう部屋が実際に要るのかという話になっていきます。ただ、ここではこういうことしか書きようがないかなという気はするのですが、非常にいい理念が書かれていると思います。

○田中委員長 こういった基本的な理念は書いていくということですが、できないことは書けないということですので、この次の必要諸室のところでも十分に御議論いただいた上で、これも決まってくるものでございます。特に、2番目の改築の基本理念のところですが、そんなふうになるのかなと思います。

○笹沼委員 ちょっと戻って良いですか。

○田中委員長 はい。どうぞ。

○笹沼委員 改築の必然性の中です。ここの中で第六中学校の文面が多少生きてくると思うのですが、誠之小の場合は校舎だけではなく崖部の危険性、それから道路の幅員、これを入れないと経費から何から全部ひっかかってくるので必ず入れてほしい。崖の改築というのかな、それから道路の幅員の確保、これがやはり建物を建てる上での一番大事なベースになるので、これも加えて欲しいと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。そういったものは多分、盛り込んでいくことになると思います。

○笹沼委員 喋り方が下手なんでね。考えながら喋らないと、後で全部ああだ、こうだと入るので、それはわかって欲しいなと思います。

○田中委員長 はい。そうですね。笹沼委員がおっしゃったように1の部分をどうやって変えていくかというのは、まさに先程おっしゃったような擁壁あるいは幅員も含めて記述をしていくことになると思います。

あとは今、西出アドバイザーの方からもありましたように、具体的に教室の方の議論に入った方が、こちらの方は後で成立しても良いかなというような部分がありますので、この議題につきましてはこの辺で一つ区切りをさせていただきます。

○西田委員 改築の範疇というのですか、これを校舎とここは体育館みたいにしていますが、体育施設なのか、例えば、プールなども含めて改築ということでしょうか。何というか、どの範囲を指しているのかというところが少し見えにくいかなという感じがします。

○田中委員長 そうですね。多分これは通称というか、そういう意味で校舎と体育館となっています。補助金をもらう場合とか、国の手続上は屋内運動場とか別の物言いになっておりますので、ここは多分分かりやすい形で切り分けたのかなと思います。その辺、事務局からありますか。

○事務局（山崎） 簡易の定義になるのかなと思いますが、第六中学校におきましては一応、校舎、体育館、プール等を含めた全てを改築しています。また、校庭も改築事業をやらせていただいて、配置等の効率的な土地活用とか、そういった視点で全てのものにあわせて、改修したというのが第六中学校の事例です。

当然、誠之小学校においても校舎、体育館の建て替え、体育館の下にプールがございますので、そういった点からするとプールも対象になってきますし、当然校庭もどういった形でできるのかというのは議論の対象になってくるのかなというところで考えてございます、以上です。

○田中委員長 よろしいですか。

多分、改築がどこまで対象かということの説明だったと思いますが、一般論として改築といった場合には、どこまでというのは全部入るとは限らないと思うのです。特に、この誠之小学校の場合には限られたエリア、この厳しい条件の中で、どうやって校舎、子供たちの普通教室などを確保していくのかという前提に立ちます。そうすると、現在あるレイアウト上で体育館の位置にも手を付けていかないと適切なといえますか、本当に必要な教室なり、それから必要とされる学習環境が準備できないという可能性があると思います。ですから、改築と一般論で言うと、多分ちょっと今事務局がうまく言えなかったかとは思のですが、それは後ほど調べさせます。

○鶴沼委員 一般的な改築の考え方でよろしければ説明します。

○田中委員長 ではお願いします。

○鶴沼委員 学校のように棟が複数棟ある建物ですと、一つの施設としては複数棟建っていますが、棟で考えていくと体育館棟は体育館棟で1棟なので、これを壊して建てても体育館の改築になります。それから、校舎が複数でA校舎・B校舎・C校舎とあった場合、A校舎だけを壊してもう一度同じ規模若しくは、それに準ずるような規模の建物を建てた場合も、これはA校舎の改築となります。改築といってもどの範囲を対象とした改築にするかということも大変重要なファクターなので、できればこの場できちっと議論していただいて、改築をどの棟を対象とするかということをはっきりさせていくことが大切なことだと思います。一方で、今後ろの方で調べてもらおうと思ったのですが、誠之小の状態に当てはめていくと、やはり全ての棟が一定の時間を経過していることと、老朽化が進んでいることを大前提としますと自校内建替えですとか、全ての棟を改築してくことになるのではないかとということが、事務局なり区の教育委員会の方としては考え方としてございます。

ただ、それが本当に一番相応しいことなのか、また地域の皆様に受け入れていただけるものなのか、そういったことを含めて御議論いただければよろしいかと思っております。

○**田中委員長** ありがとうございます。さすがに専門家が言うとは分かりやすいですね。よろしいでしょうか。

○**鵜沼委員** あとちょっと続きです。

○**田中委員長** どうぞ。

○**鵜沼委員** 私から見ると、もう必然的に全面改築にならざるを得ないかなと思うのですが、それとは別の道筋があるようなイメージをお持ちでなければ、またこの先議論が進んでいく中で「やっぱり」ということはあるかとは思いますが、その検討の前提とすれば基本的には全面改築を念頭に進めていくということをお諮りしてみたらいかがかなと思います。

○**田中委員長** わかりました。ありがとうございます。

冒頭、ちょっと前回の整理で申し上げたところなのですが、この建物については先ほど鵜沼委員からも整理をされた形での説明がありました。老朽化という意味ではいろんな継ぎはぎの部分もありますけれども、全体としては建て替えをして、新たな形で教育環境を整備するという方向でやっていけたらと思います。それから、もう一つの擁壁、崖の部分です。その辺は一定の安全性をさらに高めていく必要があるということもございますので、方向性としては冒頭に申し上げたように全面的に改築を行うという前提での御議論をしていただくということでよろしいでしょうか。何度も確認させていただいて申し訳ないですが、多分方向は前からお聞きしていますので、よろしいのかなと思います。

4 必要諸室等についての考え方（19：04）

○**田中委員長** それでは、先に進めさせていただきます。

具体的な教室をどういったものを入れ込んでいく必要があるかというところで、少し御議論をいただきたいなと思います。その素材となる資料を用意しましたので、御説明をさせていただきます。事務局、お願いいたします。

○**事務局（山崎）** お手元の資料の第7号と第8号を御覧下さい。

資料第7号につきましては、誠之小学校の将来的な児童の数の推計とそれに基づく必要教室の数を示した資料となっております。

教育委員会では、文京区立小学校教室対策検討委員会というものを設置し、区立小学校の児童数の推計及び必要教室数の算出を行っているところです。図では、平成32年度における誠之小学校の児童数を647人と推計し、必要教室数を19室と算出しております。なお、児童数の考え方、学級編成基準につきましては、お手元の資料に記載したとおりでございます。

続きまして、資料第8号を御覧下さい。資料第8号は、誠之小学校の現状と改築校の事例

ということで、誠之小学校と同規模で既に改築を終えている窪町小学校の現状をお示しした資料です。窪町小学校に設置され、現状の誠之小学校に設置されていない教室といたしましては、視聴覚教室、和室、PTA室、ランチルームがございます。また、誠之小学校に設置され、窪町小学校に設置されていない教室といたしましては、PTA会議室、教材・印刷室、プレイルームがございます。なお、誠之小学校の防災備蓄倉庫につきましては、学校敷地内に別建ての倉庫として整備をしているところでございます。

資料第7号及び資料第8号について、事務局からの説明は以上です。ありがとうございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

2つの資料の御説明をさせていただきましたが、資料第8号にございますのが現状としてといたしますか、学校ではこのような教室が一般的に普通教室以外に理科室から始まって、諸々の部屋を特別教室と呼んで子供たちの学習環境を整えていくということでありまして。その他校長室を始め、必要な部屋もその他ということでこちらは整備しております。それから、防災の拠点ということで小学校も含めて整備されておりますので、必要な防災の備蓄については倉庫を設けているということでございます。これが一つです。

もう一つの第7号につきましては、各小学校の子供たちの数がここ5年ぐらい先までで、どれぐらいの伸びになるだろうかというのを一定のデータを基に試算、算出をしております。それに基づきまして、クラス数の増減が必要なのかどうかというのを早い段階で判断をして、必要があれば中のやりくりでやる場合もありますが、こういった増築という手立てをやったりしているところでは、

クラスにつきましてはちょっと御覧いただきますと、文京区におきましては1年生・2年生につきましては、35人で1クラスということになっております。それから、3年生になりますと、3年生から6年生は40人を1クラスということでの設定になってございまして、26年度はそういった意味では21クラスになっている形です。普通教室の考え方については、担当しています熱田委員がおりますので、熱田委員からその説明をしていただければと思います。

○熱田委員 では、資料第7号の関係でちょっと補足をさせていただきます。まず、表の見方を御説明させていただきます。

この26年度の横の一行でございますが、これは今年の4月現在の実際の児童数です。1年生が98人、2年生が122人ということで合計694人の児童がおります。その右へいきますと、26年度のクラス数ということで、御覧のとおり合計21学級となっております。その一段下の27年度ですが、26年度の1年生の98人という数字がそのまま27年

の2年生になっています。そして、26年度の2年生の122人がそのまま27年度の3年生になっています。実際には転出入が当然ありますのでこのとおりにはいかないと思いますが、なかなかそのところは予想が出来ないということで、ある意味機械的に推計を行っています。例えば、26年度の1年生は、27年度の2年生、28年度の3年生という形ですと、同じ人数のまま推移していくというような形です。

次に、27年度の1年生の128人という数字の出し方なのですが、ここは今年の4月時点の5歳児の子供、来年度に入学する予定の年齢の子供ですけれども、学区域内のその子供の人口に、誠之小に行く子供の割合、誠之小の区立進学率を掛けた数字が128人ということになります。そして、その128人が順次、右下にスライドしていくという推計です。

同じような形で28年度の109人というのは、4歳児の学区域内の子供の人数掛ける区立進学率、それがまた右下に向かって動いていくということになります。32年度に向かってこのような数字が出ておりますが、あくまでこれは現段階で推計できるデータということで、これが必ずしも本当にこのとおりになるかというところは正直言うと分からないところがあります。しかしながら、ある程度の信頼性はあるのかなというふうには思っているところです。

また、先ほど事務局の方から平成32年度は19クラスというようなお話がありましたが、この推計の学級数と実際に必要な普通教室の数、これはまた別問題というか、この19学級という推計を踏まえて普通教室はいくら設けるべきか、あるいは、その他特別教室の御議論もしていただければというふうに思います。以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。

補足の説明がありましたけれども、御議論と申しますか、御質疑をお願いしたいと思います。

ちょっと進め方でお諮りをしたいと思うのですが、これだけ資料第8号で色々な教室がありますので、できれば分けていただき、普通教室の御議論をまずやっていただいて、その後特別教室というふうに進められればと思うのですが、よろしいですか。

では、よろしく願いいたします。

それでは、まず今も御説明がありましたが、普通教室について御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○笹沼委員 校長先生、この40人学級編成というのは大変ではないですか。

○西田委員 これはいわゆる基準による数字ですので、大変かどうかというふうにはならないかと思っております。今の制度でいうと、厳密には35人で学級編成できるのは1年生だけです。ですから、現行の基準ということであればこういう見方ができます。これを変えるというの

は難しいところです。ついでによろしいですか。

○田中委員長 どうぞ。

○西田委員 普通教室はまず、学級数を単純に確保しなければいけないということであると思います。

ここの資料の第8号の中に「多目的室」と示されている教室が3つありますが、実は普通教室から転用したものであります。普通教室という数目に係っては区の方角づけで誠之小の上限を1学年3学級、つまり18学級というのを想定しているということですので、そこをベースに考えていくと単純に18学級となります。しかし、今多様な指導というのが行われております。例えば少人数となると2つの学級を3つに分けて1つの教科の指導をしますので、どうしても普通教室が単純に学級の数だけ置いておくという展開ではできない形になります。もし、仮にそこを普通教室としてカウントするのであれば、3学級のところにもう一つの教室が必要ということになりますので、それをどうカウントするかによってこの普通教室の数え方が違ってくると思います。この教室を多目的室という形で置くとするならば、教室数は基準で持っていこうとしている普通教室の18学級とそれぞれの学年に一つずつくらいこの多目的室を設置していくようなことにしていかなければいけません。この教室も普通教室として含めるのであれば24が必要教室数になろうかと思えます。

制度が動いてしまうことは今の段階では想定できないとすると、普通教室が18というふうにして、仮に1年生あるいは2年生が4学級になれば、この多目的室を普通教室に転用して1というように考えていく方が現実的かなと思います。ですから、普通教室が24という言い方が良いのかどうか分かりませんが、18にプラス多目的室6教室という、すなわち24という数が良いと思います。

○田中委員長 分かりました。ありがとうございました。

○宮崎委員 P T A副会長の宮崎です。

要は、児童予測のシミュレーションの中で、ちょっと単純にこの6年間で50人ぐらい合計が減りますよということですが、若干違和感があります。

例えば、これだけ歴史のある誠之小学校が新しい校舎にするとすると、当然凄く人気が出る可能性もあります。第六中も建替えて相当人気が出たという話を聞いている中で、例えばここでは今は通学区域の中ということですが、いわゆる通学区域の外の所はなかなか越境を認めないという話かもしれませんが、例えば「兄弟がいるから下の子もぜひ誠之小に」という話も当然あるでしょう。もう少し生徒数の増加を、今までのトレンドでなくて新校舎にするというのは当然人気が出てくる中で、もうちょっと見込んでおいた方が良いのではないかという気がします。

以前、生徒数をどう見るかという中で、文京区の中で小学校を20校から減らすという話があったのですが、いくつかシミュレーションの話は出たと思います。思った以上に誠之小学校の生徒数というのはそんなに減っていないのではないかなというのがあります。もう少しストレスケースではないですが、生徒数をもっと多くなっても対応できるような前提というのを考えるべきではないかなと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。いかがですか。どうぞ。

○竹田副委員長 学務課の竹田と申します。

今、宮崎委員がおっしゃった、いわゆる「指定校変更」と我々学務課の方では呼んでいるのですが、通学区域以外の子供も受け入れるということについて、基本的には今もそうなのですが、例外的な規定という形でやらせていただいております。特に、誠之小学校については子供の数が大変多くて、その割には施設の数が厳しい状況だということもあり、その指定校変更は厳しいと一定の制限をかけさせていただいているということがございます。ただ、当然、基本的に先ほどのいわゆる指定校変更は、そもそも例外的な制度ということでございますので、例えば校舎が新しくなったからその辺を緩めて多くの子供を受け入れるという考え方は、教育委員会としては持っておりません。

また、宮崎委員の意見を踏まえて、いわゆる子供の数の上振れをもし考えるのだとすればですが、例えば校舎が新しくなることによって、先ほど熱田の方から、この地域の方が今の誠之小学校に進学している割合というのがあったと思います。それが場合によっては、増えてくるということは一点考えられるかもしれません。その辺については、また議論になってくるのかなという思いはあります。補足です。以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。他にありますか。熱田委員、お願いします。

○熱田委員 この推計よりも少し増えることも想定しておいた方が良いというのは、言えるのかなと思います。指定校変更につきましては、学務課長から御説明した通りですが、実際にその区域に住んでいる子供については、受入れなければなりませんので、例えば、誠之小学校に通いたいがためにこの学区域内に引っ越してくる方もそれなりに居るかもしれないですし、あるいは、この学区域内で大規模なマンションが今後出来るというようなことがあれば、それはやはりこの児童数・クラス数に影響を与える可能性があるというところは確かにあるのかなと思います。

○笹沼委員 今の話でちょっとあれですが、40人学級でもし計算して、かつかつのところやって、それで、41人になったらオーバーする訳ですよ。35人で全部組んで計算した場合、要するに1クラス半ぐらい余分ですよ。だから、その余力の分が折り込まれていれば良いけれども、要するに4・5・6年生の3学年を1クラス40人で計算すると9クラス

全部かつかつですよ。だから、そこに人が増えた時にパンクしてしまう。だから少なくとも全部35人の計算にしておいて、今言われたような幾らかの人間が増えても38人とか39人とかで補えるじゃないかという、これが40人で頭から計算して余力の部屋が無かった場合には、最初からパンクする可能性があります。

だから、そういう意味で言うと、この40人で大丈夫ですかとここにお話ししたのは、やはり体も大きくなっているし、それから国の教育なんかでもやはり緻密な教育をしましょうということで、かなり政治なんかも、私は、公開授業なんていう話もしたりしているのですけれども、先生も数が多いと大変というか、実態を見ているものですから、40人というぎりぎりのところで計算をして良いのかなという意味で校長先生に投げかけている訳です。

だから、そういう意味で言うと、トータルで全部が35人で多少の余力を見て部屋数を構成するよというのだと、多少安心できるのではという思いで今考えている訳です。

○田中委員長 数の変動については読めない部分がありますので、そういう考え方も一つかなと思います。一つ今、副委員長である学務課長の立場での説明がありましたが、その辺は御理解いただけるとは思うのですけれども。

○竹田副委員長 先程の指定校変更の話については、教育委員会としては一応教育委員会の会議に諮らせていただいている方針は変わらないです。

あと今、笹沼委員がおっしゃったようなことも、御懸念のことは十分理解ができます。そういう意味で例えば、先ほど校長先生の方から、学年プラス1くらいで多目的室を凶つたらどうかという御意見がありました。この多目的室というのは子供の数ばかり多くなってしまった時は、それを普通教室に転用できるという位置づけのものとして、私どもは理解しています。ですから、そういうところは一定のいわゆる調整例になるのかなという考えを、事務局としては持っております。

例えば、先ほど校長先生が、仮に18クラスプラス6ということで普通教室として24というふうに整理した方が良いのかとおっしゃいました。そうしたら普通教室が18という形で整理をして、ここで多目的室という言葉が特別教室の所にも入っていますけれども、そこで例えば数字を入れていくという形で整理した方がいいのか。その辺はテクニカルな話になるのかもしれませんが、その辺を踏まえて皆さんに御議論をいただくような話でございました。

○田中委員長 多分そういうことで、考え方としては一定このようなものがありますが、何もこの全部普通教室で終わりという訳ではなくて、少人数指導とか習熟度にあわせてやる場合も結構出てきておりますので、きめ細かに子供たちに指導をして理解度をさらに深めていただくようなことはやっております。北島委員、何かありますでしょうか。

○北島委員 教育指導課長の北島です。

今のお話の中で、35人学級の考え方については、現行の国の定数基準のところでは1年生となっています。ただ、東京都では小1問題の対応として第2学年についても35人で編成して、そこに教員をプラスして加配するという制度をとっています。3年生以上が今後どうなるかというところが見えない部分もあるのですが、現状としての制度の中で、やはり学級数としてはカウントしていかざるを得ない部分が、私共としてはあると思います。

ただ、先ほど西田委員のお話にあったように、仮に3学級規模、推計自体もこれ19で出していますので、18で基準値を決めて良いのかどうかというのもまた議論の余地もあると思いますが、仮に18ないしは19で組んだとして、そこに各学年多目的に使える部屋を確保しておけば、実際には今現状で多目的にも使えるスペースというのが同時進行でそれぞれの学年が全て多目的に使うということは、ちょっと想定しにくい。少人数展開する場合でも例えば、1・2・3年生で展開している時間に4・5・6年生も展開するということはありますけれども、それぞれの学年が全て展開するような授業形態というのは、勿論組み方によりますが、そう考えたときに24のキャパでつくっておいて、仮に3つの学年が4学級になったとしても、それでもまだ多目的に使える部屋が3つあって、それらを有効に活用するというところで見えていくことは出来ると思います。

あと、普通教室のカウントの仕方については、今現状は確か3年くらい前は24でしたか。現状は24の普通教室があったものを、学級数が減ったことによって多目的室に転用しています。今回の考え方としては、あらかじめ各学年4教室の普通教室として24でカウントするのが良いのか、それとも18として多目的室を仮に学年に1つと考えるのかは議論となります。

○笹沼委員 今普通教室の数を検討しているので、それが40人、35人、21教室でいかがかという議論で。だから、トータルで部屋があるからどうの、やりくりがこうというのは別の問題で。まだまだこれから多目的室をどういうふうに生かすのかと。それから、同じ部屋を全部2つ繋がれば大きな部屋ができるという考え方はいかがなものか、というものをここで話したのです。要するに、変形の部屋があつたりする可能性もある訳です。だから、今教室の数がこれでこういう原点で勘定していいかどうかということを討議しないと、部屋が余ったらどうの、いくつか作っておけばやりくりできる、そういう議論だったら全部終わってから考えるというものになるでしょう。

今、普通教室がぎりぎり人が増えた時に困るのではないですかという提案をお話しした訳です。だから、オール35人で考えておいて、減るというよりも増える可能性が考えられるわけですね。柳町小だとか、入り切らないでプレハブを校庭の中に建てたから世話ない。

柳町小か林町小かですけれども。誠之小の場合はスペースがない訳ですよ、出来てしまったら。要するに増える可能性があるので、普通教室をもう一つくらい余分に作って欲しいと。余分にできないならば、この40人をもう少しドロップアウトして、辻褃を合わせてもらったら良いかなという提案なのです。

○竹田副委員長 済みません、学務課長です。先ほど北島委員からもありましたが、確かに今の国の制度、東京都の制度からいきますと、1年生・2年生は35人で、3年生以上は40人という話が今出た形で、笹沼委員は3年生から6年生は35人として計算すれば何とか飲み込めるじゃないかという御意見だったと思います。ただ、やはり現状においては、その制度設計にはなっていないところがあります。国の制度もそうならないところがありますので、それを前提にした議論というのはちょっと厳しいのかなというのは、私の感覚です。ただ、この資料第7号の数字を見たときに、仮にですけれども、例えば32年度、校舎ができ上がる時に近い時期だと考えた時に、これは一つの例示として挙げますが、2年生の数が104人という数が出ています。これは104人が3クラスなのですが、仮にあと2人増えて106人になったら、もう1クラス作らなければいけないというようなことが例示としてあります。そういうところで例えば皆さんも睨んでいただいて、仮にこの32年度に向けて2年生が104人みたいなのところがあって、ちょっとしたところで上振れしてしまうような可能性があるのであれば、そこは少し安全面で1クラス多く見ておいた方が良いじゃないかとかいう意見をいただければ、それを基に事務局でも整備していければ良いのではないかと少し思った次第です。

○田中委員長 笹沼委員の方は、やはり限られた土地でやるので、そう簡単に人が増えただけで増築は出来ないだろうと、そういう強い思いがあつてだと思ふのです。だから、一つの考えかなと思います。こちらの方でも前提とするのは、現在の、法律ではないのですが、一つの制度の中で、普通教室をどれくらい用意していくかというような考えが一点あつた方が良いかなということであるかなと思います。ありがとうございます。他に。どうぞ。

○中西委員 中西です。

部屋の数は大体この敷地で、どのくらい部屋数が取れるかというのも大事だと思います。だから、それが果たして上限がどれくらいまでできるか、それによってやはり部屋を増やせるのか、我々が言うほど増やせないのか、その辺もあると思います。だから、今の建築法で建てたときにどのくらいの部屋が作れるのか、要するに多目的だとか色々な部屋まで取って普通教室が上限でどのくらいできるかというのも必要だと思います。それが無ければ「増やそう増やそう」と言っても、結局頭がわからなければできないと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。

そうですね。そういうのが初めからわかれば良いですけど、大体のイメージはこの前の図面の中でも御覧いただいたのですが、あれも一律の考えで用意しているものですから、実際には多分設計しないと分からないところがあります。イメージとしては確かにおっしゃる部分はあると思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。西出委員。

○西出アドバイザー 今、いろいろ大事な議論が続いてきたと思うのですが、数の問題もそうなのですが、やはり先程もちよっと言いかけてました基本理念との対称というか、組み合わせというのはやはり大事で、普通教室とか多目的室という部屋名が何かではなくて、それがひとり歩きしてしまいますけれども、そこでどういうことをするのが普通教室なのか、普通教室といえるためにはどういう条件が必要なのかと。ここでその基本理念の例えば多様な学習活動に対してということをやろうとすれば、多様な学習活動というのは普通教室でやるものか多目的室でやるものか、そういうことをイメージしていかないと、どれが必要なのか出てこないと思います。

今、校長先生から、多目的室をどういうふうにするかという話が出たと思いますが、そういう部屋があった場合、普通教室と考えるののように使っていくのかとか、その辺のイメージをしっかりと固めておかないと、数の問題だけじゃないよということで、是非その辺を考えていただきたいと思います。それからそういうことも含めてプロポーザルで提案していただくことなのかなという気もします。

○田中委員長 ありがとうございます。普通教室については学習活動という意味でとなると、事務局で。

○西出アドバイザー どうしても低学年の普通教室と高学年の普通教室は違いますよね。低学年だとやはりある程度理科とか複数の初歩的な何か、高学年だったら特別教室でやることも普通教室でやるのではないかと思います。それから、色々なことを普通教室でやろうとした場合に、人数が少ないとか部屋が広いとか、そういうことが有効に実際には利いてくる訳ですね。そういった色々なことが関係してくるので、なかなか難しいことだと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。

普通教室では今から将来にわたって子供にも授業にどうやって活用していくかというのは全部ここで書き込まなければいけないところでしょうけれども、多分第六中の5ページにあるようなレベルであれば、先程ありました少人数指導のお話とか、そういったものでもどんどん活用していくことになって、今もやっていますし、その辺は書き込んでいくのかなと思います。

一点、このような書きぶりの中で、全体をプロポーザルで業者を選んで図面に落とし込んで

で、それこそどれくらいうまくレイアウトしていけるのかということになるかとは思いますが。

中西委員からもありましたように、数の問題というのはやはりボリューム感の中で落とし込めるかどうかということも大事なところですよ。ですので闇雲にいくつかやって、実際に法整備に掛かって出来ませんでしたというようなことは避けなければなりません。その辺は当然報告書の中でそういったところを踏まえて整理をしていくことになります。

ここで教室数ということには、現在の制度の中で、あるいは近い将来の制度の中でどうやって「何教室」と整理をしていくかということをお願いが出来ればなというのが多分、事務局の説明ですよ。大きな流れとしては、このようなところですよ。どうぞ。

○澁木委員 15m以下という高さ制限があるのですが、そういう教室なんかは何階建てが出来るのですか。

○田中委員長 今は15mが現状で、(計画上は)12m制度というか、10m+2mという説明でした。どうぞ、鶴沼委員から。

○鶴沼委員 まず、当該敷地は第1種低層住居専用地域で、これ通常は高さ制限が10mの制限です。ただ、12mまでは特定行政庁の方で緩和する規定があります。どんなところでもというわけにはいかないですが、学校のように空間があると、道路ですとか敷地から距離をとることで12mまでは許可を受けることが確率的に高い敷地ですので、12mの許可を受ける前提でいけば3階から4階建てが可能となります。

○澁木委員 4階建てにもできるのですか。

○鶴沼委員 ただ、ちょっと階高を何m取るかということもあるのですが、できれば階高は4m近く取りたいです。そうすると、16mになってしまうのですが、マンションですと3mくらい取っていいのです。ただ一方で、擁壁を改修するなり手を付けていくとなると、地盤面を少し工夫することによって部分的な4層ですとか部分的な3層ですとか、あとは地下・ドライエリアですとか、そういったものをこれから設計していかなければいけないですが、安全を見れば3階が妥当なのですが、3階建しか建たない条件ですかと言われれば、工夫次第でもって部分的に4層も活用できると、そのようなイメージを持っていただいて御議論いただければと思います。

○澁木委員 いや、土地の大きさが決まっていて、これ以上大きくはならないとしたら「数は」と言っただけ。そこのところがどうなのですか。これは運動場もちゃんと取らなければいけないのではないのでしょうか。

○鶴沼委員 私が言うのも変なのですが、まず学校ですので普通教室を基本的にそのクラスルームで運営していきますので、普通教室は当然しっかり取っていかなければいけません。

大変僭越なのですが、通常の考え方で言うと24クラスルームがとれるだけの規模

がある状態。それを呼び名としては、21学級プラス3クラスの多目的室という形で運用していらっしゃる。だとすれば、先の見通しや、もっと言うと長い間そういったクラスルームで運営していった歴史というのは伊達ではないので、24クラスルーム内外のクラスルームを確保していくとよろしいのかなというふうに、御議論をしているような気がします。

ただ一方で、その24クラスルームを絶対に死守することによって、適正規模もしくは設計の制約の中でランチルームを諦めなければいけないですとか、そういったことが仮にあるとすれば本当に24クラスルームということにまた近いこともあるやもしれませんが、優先順位でいけばまずは教育の基本であるところの普通教室数ということの大体の24クラス部分を目途に確保することが、優先順位が高い項目として設計を進めていくべきではないかというふうに今は思っています。その前提に立ったときに、やはり学校の場合は校庭を取らせていただきますので、通常の建物のように容積率が一杯になるとか、収容し切れないということは少ないのです。ただ、地下で良いのかとか南側にやはりクラスルームが向いた方が良いとか、様々な設計の手法によってはどうしても、理想的な場所に理想的な特別教室が配置できないですとか様々な制約が出てきますので、ここであまりマーク数を念頭にというよりは、まずは誠之小学校として必要なコアな部分としてのクラスルームを御議論いただき、その妥当なクラスルームが大体24内外であるのではないかということについては、明確にここで決める必要もないかは存じますが、一定24クラスルームあると様々なことにも対応できますし、誠之小学校の歴史としても24クラスルームをその時々に応じて、足りない時はクラスルームに転用することもあるやもしれません。その数で一定運営してきて下さっているという事実もございますので、そこは今ここでいくつではないけれども、御議論の過程の中では24クラスルーム内外を目途に、また様々な御議論をいただいた時に「やっぱり」ということはあるかと思いますが、そのような御認識を共通できればよろしいのかと、私は少し感じた次第です。

○田中委員長 ありがとうございます。

何点か委員からも出たところでは、考え方は違う部分もありますけれども、24というのは一つ、何となくその数は必要かなというところで見えてきたかなと思うのです。ここで決めることはいたしません、ある程度その規模は必要だなというのは共通認識をしていただくということで、前へ進んでいくということによろしいですか。ひとまず、前に進ませさせていただきます。

次に、特別教室について、お願いをしたいと思います。御意見、御質疑をお願いいたします。

窪町との違いが先ほど説明がありましたが、その辺も含めて御意見をいただければと思い

ます。どうぞ。

○竹田副委員長 一点私からちょっと御説明させていただきます。今回、例示として直近に改築をした窪町小学校の例を挙げているのですが、この窪町小学校というのはその時の区画の整理の中の一つのトレンドということもありましたけれども、いわゆるクラス、こういうふうに普通に仕切った形の教室が一般的なのですが、一方を空けているオープンルームという形で壁がないような教室整備をしてきました。また、教室がいくつか並んでいる中で、いわゆるオープンスペースみたいなもので確保して、そこで多様な学習活動に対応できるようなつくりにしてきたという学校でございました。

窪町小学校は、既にオープンスペースを確保した学校の作り方をしていたという点があります。そのところをまた踏まえていただいて、御議論などもいただければ少し違ったところが見えてくるかもしれませんので、補足しました。以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。

各位におかれては、色々な小学校に卒業式、入学式と御覧いただいていることもありますので、その辺も踏まえて小学校という意味での特別教室と、そういうふうに考えていただければと思います。オープンであるかないかというのは別の話ですよ。はい。どうぞ。

○宮崎委員 窪町小学校の3教室を使つてのティーチャーズステーションというのは、これはどんなものですか。

○田中委員長 その他という所ですね。事務局お願いします。

○事務局（山崎） 事務局です。

ティーチャーズルームなのですが、これは各階にある学級用の教材置き場がございまして、誠之小で言いますと1つ大きな形で置いてあるのですが、例えば社会の教材であるとか教室で使う理科の教材だとか算数の教材であるとかというところを、普通教室のすぐ近くに置いてあるというようなものでございます。

○宮崎委員 はい、分かりました。

○中西委員 窪町の場合、オープンスペースはどこにカウントされているのですか。

○鶴沼委員 オープンルームは、この中にはカウントされていません。そもそもオープンスクールなる概念というものは、クラスというよりは、さらに多様な学習活動の場ということなので、オープンルームを明確な諸室に当てはめること自体がなかなか難しいスペースだと思います。

○中西委員 ですから、窪町小学校の数で良いとしてしまうと、大きな間違いになると思います。

○田中委員長 なるほど、そういうご指摘ですね。ありがとうございます。

○鶴沼委員 オープンスクールは多分、川崎の宮前小学校ですとか東京電機大学の船越先生が昭和60年前後に提唱されて一時流行といたしますか、その良さが生かせるようなプログラムを組んでいたようには伺っているのですが、やはりその時代のニーズですとかお子様の氣質がだんだん変わってくると、どちらかというところと広いところで自由にとりよりも、先程からあったように少人数学級ですとか、それからきめ細かな教育ということとはなかなか相入れないスペースになりつつあって、新しく学校を整備する際には純粋なオープンスクールの学校というのは殆ど見受けなくなりまして、間仕切りをつけて、それこそ開放すればオープンスクールのようになる広めの廊下のような学校がそのオープンスクールの名残を残していて、もう本当に通常の昔ながらの廊下と学校のように整備する学校も増えてきています。なので、教室数を比べるという意味においては、もうオープンスクールありきではないのかなとは思いますが、窪町小の数がこれで良いからオープンスクールの分がカウントされていないので、直接的なカウントは出来ないと思います。

ただちょっと事務局の方に説明して貰いたいのですが、諸室の中で文科省の中で絶対整備しなければいけない理科室ですとか、そういったものと地域もしくは皆様の要望で整理すべきものというのを、この表の中で少しきちっと、最初に御説明してから御議論いただかないと、御議論していい教室とそうでない部分もございますので、その辺ちょっと事務局の方でお願いできますか。

○田中委員長 ありがとうございます。事務局、どうぞ。

○事務局（山崎） 事務局です。

まず、今、鶴沼委員からもございましたけれども、文科省の方で定めている普通教室で、まず特別教室と言いますと、こちらに表にもございます理科室、生活科室、音楽教室、それと。

○田中委員長 ちょっと待って、何を言っていますか。

○竹田副委員長 生活科室はどこにあるんですか。

○事務局（山崎） 済みません。理科室、音楽室、図工・工作教室、家庭科教室、視聴覚室、コンピューター室、図書室、特別活動室。

○田中委員長 どこを。

○竹田副委員長 添付資料を示した形で。

○田中委員長 お手元の資料で説明をお願いします。どこを指して何を、言葉も若干違っているような気がします。それでは、わからないので。

○竹田副委員長 この資料第8号の中で、どれが必須なのかとかそういう観点でお話しします。

○事務局（山崎） 必要な特別教室といたしましては、理科室、それから誠之小では、音楽教室、図工・工作教室、家庭科教室、コンピューター教室、図書室、多目的室、教育相談室、あと少人数学習室、誠之小では多目的室と兼用になっていますが、多目的室とは別に少人数学習室というものも今整備をするのが望ましいという教室になっております。

また、理科室、音楽室、図工室、家庭科教室等につきましては、単体の教室だけではなく、その整備の内容を教室授業で使う教材を整備する準備室も一緒のことが望ましい形となっております。

おおまかには、以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。

要は、ちょっと見方としてあれですけれども、理科教室といたら準備室もあわせて必要だと、そういうことでいいですよ。音楽教室であれば、その必要な楽器が入る部屋も必要だということで、今ある誠之小学校においてこちらに用意されている部屋、教室は基本的には必要ということなのですか。多目的室は、先ほどの説明との流れでは言葉は同じなのですが、ちょっと違う意味合いを持っているのかなと思いましたが、違いますか。

○事務局（山崎） そういう意味では、多目的室として教育内容や学習計画に応じた。

○田中委員長 かたい話ではそうなのですけど、今までの理屈でいきますと、子供たちの習熟度に合わせて少人数で指導していく部屋がやっぱり必要ですよというところの部屋です。それを「多目的室」と呼ぶかどうかというのはまた別で、あるいは逆に普通教室をそういうふうにする場合もあり得るわけです。言葉として多目的室というのは1つ必要なのかどうかというのは別に反論はしていませんが、いくつ必要というのは用途の意味では複数必要になってくるというふうですね。

あと少し分からなかったのは、「視聴覚室」って一言言いませんでしたか。これは窪町小ではありますけれども、必要なものではないということですよ。

○事務局（山崎） 必ずしも必要というわけではないですが、できれば望ましいという形のものとして視聴覚室が挙げられております。

○田中委員長 必置ではないと。何かわけがあるのですか。

○事務局（木村） わけがあるとしたら、一応重要であるという項目の分け方をしてありますので、あった方が望ましいという形になります。

○田中委員長 望ましいと。

○事務局（木村） 重要であるべきだというふうに。

○田中委員長 はい、わかりました。一応、表現ではそうなっていたのですね。

済みません、私の方でちょっと確認してしまいましたが、御意見をお願いいたします。

○笹沼委員 今の校長先生の誠之小の現状で、ここずっと部屋がありますね。この中で、例えばこれも教室でしたよね。

○西田委員 そうです。

○笹沼委員 それもこういう部屋に使うと。理科室から全部聞きたいのですが、要するに通常の教室を潰して使っている所というのはどこですか。逆に言えば、普通の教室ではないよと。例えば音楽室は違いますね。コンピューター室も違いますね。これをちょっと羅列したい、印をつけたい。音楽室は違うのですね、それから図工室はどうですか。

○西田委員 第2図工室。

○笹沼委員 違う大きさの部屋ですか。

○西田委員 しっかりとした形でできているのは理科室が2つです。音楽室と図工室は普通教室転用をして第2音楽室と第2図工室があります。ですから登録上はともあれ今あるのは理科室も音楽室も図工室も2つずつあります。

○笹沼委員 校長室は。

○西田委員 あとは正規の学校図書館はありません。

○笹沼委員 それから職員室、これは違います。

○西田委員 その他の教室はすぐには思い浮かびません。

○笹沼委員 分かりました。

○田中委員長 せっかくですから一緒に御議論していただいて良いです。時間もあまりありませんので。併せてその他もどうぞ。

○笹沼委員 やっぱり大きい部屋は教室の延長として考えない方が良いですね。例えば2部屋があるからそれを間仕切りとったら2つになるというのではなくて、やはり適当な大きさの部屋が必要であれば、そういう要求も出してみたらどうなのですか。この間の話じゃ、間仕切りとれば倍の部屋になるじゃないかというけども、それで良いならば、そういう計算で良いけれども。

○西田委員 広さで考えると、担保されているのは理科室2つと音楽室1つでございます。図工の場合には広さはないですけども、例えば水道設備がしっかり出来ていると。それから、家庭科室の方もガスとか水道は通っています。大きさは普通教室ですので違います。あとコンピューター教室、これもしっかりコンピューター室として整っています。うちは図書館がかつてあったものが無くなっていますので、純然たる図書室はありません。ここと隣の2つの部屋が、通常の教室だったものを転用した図書室になります。あと教育相談室は非常に小部屋ですけども、あります。

○笹沼委員 理科室なんかは逆に言うと、国も少し化学とか理科に力を入れろというので、

今までのものよりも何とか高度なものが入ったりすると、部屋は小さいとか、あるいは大きくする必要があれば加えておいた方が良いと思います。

○西田委員 かつて理科というのは、1年生から6年生までありましたが、今は3年生以上になっています。低学年にはその分、生活科が新しくできています。そのあたりの絡みのところでどうしていけばいいかなというところでもあります。

学級数が多いということは、特別教室を使う時間数が多いということです。現状では、1つでは対応し切れない状況です。ですから、理科にしても音楽にしても図工にしても、2つずつ必要ということになると思います。

○松尾委員 よろしいですか。

○田中委員長 どうぞ。

○松尾委員 ちょっと先程からのお話だと、中西さんがお話しされたように議論に出ているのですが、どれだけ欲しいというのは逆だと思うのですね。先ほど言ったように、東京の中でも一番用途が厳しい地域で、なおかつ高さも低くしなきゃいけない。どのくらいできるかというのは分からないですから、これもこれも欲しいというのは僕は逆のような気がするんですけど、どれだけできるかという方が問題なのであって。

○笹沼委員 そうそう。だから、変形な部屋なので、大きい部屋が必要なのはどれか。あとはできれば転用部分というか、そういう考えにセレクトした方が考えやすいと思うんですけど。

○松尾委員 ただ今のとこタタキ台も出てないですからね。これで良いのか、これじゃ狭いのか。

○田中委員長 とりあえず誠之小学校の現校舎にこれだけの教室があるということですので、うまく建てればこれくらいは入るだろうということの前提に立っても良いのかなとは思いますが、これ以上にあれもこれもというのは、なかなかそこまで議論ができるかというのはあると思います。

済みません、時間もあるので、その他の部分に入ってまいりますが、第六中学校の報告書の6ページになりますけれども、管理諸室ということで校長室をはじめとした教室について必要であるとか、あれば望ましいとかいう記載でまとめていくことになるのですが、こちらについて御意見をいただければと思います。3番の管理諸室というのと、①で校長室とか、そういったものはその他のところにほぼ入っているのかなと思うのですね、若干違うところもあるでしょうけれども、ほぼ。この中で同じように事務局から、標準装備といいますか、お願いします。

○事務局（山崎） 管理諸室といいますと、やはり職員室、校長室、保健室等が一番メジ

ャーなところで、この他に会議室であったり、あと用務主事室、事務室であったりという部屋が入ります。また、給食室が入りますし、給食室の調理員専用の休憩室みたいなものを入れることもございます。当然そういった形で学校を運営するために必要な教室ということが管理諸室ということになります。以上です。

○田中委員長 ありがとうございます。今補足の説明がありましたが、そういう視点で現状の部分と窪町小学校にありますので、比べていただいて。

○鶴沼委員 ちょっとよろしいでしょうか。私はその基準なり文科省の話とは別に、当然なければいけないお部屋ということを議論していただく必要はないような気がするのです。その他のお部屋の中で多分全ての学校にはないお部屋を今回どうするべきかという御議論をいただかないといけないのかと思います。そうすると、史料館とふるさと資料室と校歴室とプレイルーム、これは別になくてよろしいということではなくて、議論の余地がある部屋はこのあたりに絞られるのではないかと思います。この辺のものがなくて良いはずがございませんので、そういった視点で御議論いただいた方がよろしいのではないかと思います。

○田中委員長 そういう意味で皆さんもそんなふうには考えてはいないと思いますので、今ありました誠之小学校独自の施設についてどう入れていくのか、どう整理していくのかというところは御協議いただかないといけないかなと思います。

○鶴沼委員 または、他の地域は別として、この地域はここが一番良い、これだけは入れたいという、規模のことは当然ございますが、そういった思いをお伝え願って、それをどう受けとめるかというのはやはり設計作業ですとかワーキングにはなると思うのですが、やはり地域の皆様の思いということを一定酌んで設計したいと思っていますので、そういった視点で御議論いただければ、私のその後の作業のときには大変助かります。

○笹沼委員 校長先生、多目的室はどういうものに使っているんですか。

○西田委員 今は全て少人数指導、いわゆる習熟度別の指導をするために使っております。

○笹沼委員 教室の変形として使っている。

○西田委員 教室を転用しています。

○笹沼委員 プレイルームはどうですか。

○西田委員 プレイルームも普通教室の転用です。

○笹沼委員 名前が違うだけ。

○西田委員 これは英語、外国語活動のために使っています。

○笹沼委員 というと、通常の部屋をレイアウトするだけで賄った使い方ができる。特別にあつらえた部屋じゃないですね。

○西田委員 はい。そういうことです。

○笹沼委員 要するに教室ですね。それで一応間に合う、間に合っているのですか。

○西田委員 間に合っているという言い方をされると言いにくいですね。ただ、これにいわゆる教材であるとか教具だとかを入れておく部屋としても、普通教室であったところを転用していますのでこうした部屋もしっかりしたものがあつた方が良いでしょう。

○西田委員 あと、今のお話と少し違うのですが、本校には他の学校にはない貴重な資料があります。この資料そのものが、まさに誠之小学校の歴史でもあるわけですが、必ずしも校歴とばかりは言えない、こうした資料をしっかりと管理、あるいは展示するような部屋というのにも必要だと思います。これは他の学校にはちょっと無いのかもしれませんが。いわゆる子供たちの教材、資料のための部屋ということより、それを専用とする部屋がどうしても必要になるのじゃないかなと思います。

○田中委員長 資料館の方ですかね。

○笹沼委員 学友会の立場で来ているもので、この下から3行目のふるさととそれから校歴館ですね、これは絶対に譲れないというか。部屋はいろいろ大きさは考えるにしても、通常ルームで今賄っていますから、存在だけはしっかりして欲しいというお願いです。現在まで何も言わなかったというのではうまくないですので、お願いします。

○鮫島委員 鮫島です。まず、ふるさと資料室というのは、現物見ていただければ分かるんです。多分、それは区のふるさと資料館とかに多分集約されるようなもの、例えば昔のガリ版だとか、余りこの学校しかないというようなものではないので、史料館についてはこの学校にしかないものを集めていますし、それから校歴室については勿論この学校のもの。これは普通教室を2つ使っています。今もう一つ教材ルームのところは普通教室を合計4つ使っています。今申し上げたように、2つは基本的になくても何とかなるのかな。つまり展示するようになっていませんし、ただ普通教室2つ分ないし1.5部屋分のスペースでこの校歴と史料館については是非必要だと思います。

○笹沼委員 学校だけの資料じゃなくて、要するに全国の小学校の歴史でもあるし、日本の江戸時代の歴史でもあるので、その辺だけは守りたいなと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。史料館についても非常に重要な、私も拝見いたしましたけど、時間が幾らあってもという感じのお部屋でありますので、子供たちもこれから育っていく中で必要になってくるということなので。他にいかがでしょう。ちょっと私の整理が悪くてあれなんですけど、必要なものはちょっと事務局で今後整理させますけれども、そこでの議論をするつもりは全くないんです。確認をしていただいただけなんです。現状はこれありますけれど、ただ大きさは、これからゾーニング或いは基本設計していく中でいろいろ出てきますけれども、こういったものは入れていく必要があるということはあるんですね。

ただ、この中でも言葉だけで分からない部分もありますので、ちょっともう一度整理した形でお示しをしたいと思います。ただ、今御議論あったような資料室の位置付けとか、そういったものは誠之小学校としては是非部屋として利用していければという御意見があったということですが。

○鮫島委員 それと、あとプレイルームというのは多分無くても良いというか、ランチルームがないので、今この学校になくて必要なものはランチルームとは別なのかなというのと、それから保護者会なり何なりで集まる時に、体育館か教室という2択しかないわけですね。その辺のところでスペースというか、それが視聴覚室で良いのかもかもしれませんけれども。今のコンピューター教室といったら昔の視聴覚教室だったのですね。ここを転用してコンピュータールームになっているので、広さはかなりありますけれども、ただ、結局コンピューターが置いてありますから、会議ができるのかといえ、人が入れないですしね。

○田中委員長 ありがとうございます。PTAの皆さんの会議といいますか、活動に必要な所はどうやって用意するかというところは課題だと思います。また、コンピューターのところは、これは今後どうなるかというのはちょっと分からないですけれども、今のような形で、あのパソコンを用意していくかというところは、早々にタブレットの話も文科省の方で議論されていますので、そういったものを見据えて機能を含めていきたいなと思っております。

○鮫島委員 稼働率からいけば、かなり無駄だと思います。

○田中委員長 その議論は他でもお聞きしております。現段階ではあれなんですけど、今後これが改築後にどうなっているかという、大分変わっているのかなというふうに思います。

○宮崎委員 これは希望も含めてなんですけども、やはり伝統のある誠之小学校なので、日本の伝統を伝えるという意味で、窪町みたいに和室みたいなものがあるといいのではないかなと思います。和室というのは色々な意味で実は使える部分があったりだとか、そんなものを教える中で、一つ和室みたいなものがあると良いかなと思います。

○鮫島委員 補足ですが、茶道教室、華道教室をしまして、それもプレイルームでやっているんですね、椅子で。宮崎委員がおっしゃったように和室があれば、そういった教室含めて活用できます。

○西田委員 先ほど、一定の人数が収容できるスペースをというお話で、地域だけの問題ではなくて、子供の学習の際にも必要なのです。いわゆる100人規模の子供たちが一堂に会す部屋というのは現在ありません。この窪町小学校で言えばここに現れてこないスペースもあります。そういう何と言え、正しいのかわかりませんが、置き所のある部屋というか空間があるんだけど、箱物を作っていくとそれは現れてこないもので、何としてもホールというか、一定の規模の子供たちが集まれる一堂に会する部屋がどうしても必要かなということは

ございます。何室というのか分かりませんが。

○田中委員長 ありがとうございます。わかりました。

○西出アドバイザー 今の話だと、ランチルームというのはそういうスペースとして対応できるのではないかと思います。ランチのためだけに使うこともないわけで、いろんな活用のしかたはあるわけで。ここを大人数の教室として使っていただいても良いわけですし。

○田中委員長 ここをある程度広げていけばそうですね。

○事務局(山崎) 直近のこちらで整理しています第六中学校ですけれども、この中でも今の議題が議論されておりまして、特別教室にランチルームの記述がございます。ランチルームは会議室等の多目的室として転用可能なものとして整備することが望ましいということで、実際の整備といたしましては、ランチルームとして150人くらいが入る大きめの教室を作っているということがございます。こういったものがイメージとしてあるのかなと思った次第です。

○田中委員長 ありがとうございます。いろいろな御意見をいただきましたので、また次回ちょっと整理をして確認をいただいて、報告書にどうするかは別にして整理させていただきたいと思います。

最後になりますが、もう一点だけちょっと御協議いただきたいものがございます。こちらの第六中学校の改築の同じ6ページの4番の体育施設ですね、それから6番の運動場、このあたりの考え方を、必要な部分、当たり前に必要なとこなんですけれども、どんなイメージで共通認識をしていけばいいのかなというところでもあります。体育館をどうするかというのはあまりここで議論するものではないのですが、運動場は結構大変なのかなという気はするんですけれども、その辺はロケーションの話。ここで議論を求めるのは、事務局は何かありますか。もう時間がわずかになってきていますが。

○事務局(木村) ここで体育館の議論に関してなんですけれども、今の体育館の大きさが狭いということが挙げられますので、この大きさの問題だとか、あとは校庭に関しては今後配置の時にもまた出てくる話だと思うのですが、今の1人当たりの㎡数といいますか、そういったものが他の学校に比べても誠之小は少ないということがありますので、なるべく広くとれるような考え方を盛り込むということなのかなと考えております。

○田中委員長 ありがとうございます。今日は御議論というよりも、一応項目として整理をしていきませんか、図面といいますか、設計図にもなっていないということでございます。この部分で何か特段御意見あればお聞きしておきたいんですけど。

○西田委員 体育施設という言い方をするのが良いかどうかですけれども、学級数が一定ありますと、体育の時間も、3学級程度が同時に展開しなければならないということがありま

す。そうすると体育館、校庭はありますが、ここで屋上の問題とか、アリーナの附設とか分かりませんが、何かそういうふうな場所を担保しないと、今の状況では教育課程の実施が困難になるということがあります。単純に例えば18学級として計算をしたとしても、それは言えると思います。ですから、プールのところを六中のように、いわゆる校庭的に人工芝を張り替えるようなことでもいいのですが、何にしてもそういう3学級が同時展開できるような場所を担保する必要があると思います。

○田中委員長 ありがとうございます。絶対条件ですね、それは。授業が重なることはありますので、ただ、どうつくるかというのは、またここでの決め事というよりも、それをこの報告書の中にどう書いていくかということです。

○鮫島委員 体育施設についてなんですけども、例えば今この体育館は管理貸し出しをしている現状もあり、例えばバスケットゴール一つをとっても、今は小学生のものしかありません。けれども、例えばその辺のことも含めて広さもバレーのコートなりバスケットのコート何面とか、あと昔は見るところが、上にあったのですね、ギャラリー。それは多分耐震のときを取ってもらったと思うんですけど、その辺を含めて、大きさのことになってしまいますけども、その貸し出しを含めて。

○田中委員長 そうですね、地域の皆さんの御利用といいますか、あるのを前提にという施設の整備は必要かなと思いますね。あと、ギャラリーというのか観覧席というか。難しいところ、ある範囲でということでしょうね。

○事務局(山崎) 管理用のものとしてキャットウォークのようなものを整備することはありますが、観戦用の観覧席は、学校の体育館としては余り聞いたことはないです。

○田中委員長 でもあればいいなということのお話しですね。他にいかがでしょうか。

○西田委員 この先の議論のところになるのかもしれないのですが、例えば貸し出しのことについて、社会教育施設としての活用もこれからあるとすると、つくり方として、一定ある時間で隔離ができるようなつくりをしてもらわんといけないかなということを感じます。管理上の問題です。

○田中委員長 それはありますね。

○西田委員 今の話かどうかわかりません。

○田中委員長 ただ、その辺の配慮は絶対ですね。地域に開かれたというのが多分コンセプトでどこかに入れ込まれることですから、この辺で書き込んでいくことになるかと思います。ありがとうございます。どうぞ。

○笹沼委員 あと避難所ですね。要するに防災の倉庫じゃなくて、ビルトインじゃないけど、建物の中のスペースの中に表から出し入れできるような防災倉庫ができるといいです。

○田中委員長 一般的には外から出し入れができるような場所ということですね。

○笹沼委員 できれば物置ではないものが必要ですね。

○竹田副委員長 その辺も避難所として当然学校は使う形になっていますから、その辺も。

○笹沼委員 中からではなく表から出し入れできるといいですね。

○田中委員長 今は外からなのでですね。

○竹田副委員長 その学校によっても違うのですが、一般的には普通教室を転用して備蓄倉庫にしているところが大半です。笹沼委員の仰ったような、いろんな利便性、避難所としての利便性も踏まえた対応ができれば、尚良いかなどは思いますので、その辺はこのコンセプトの中にどういう形で盛り込んでいくのかというのは整理していければと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○田村委員 体育施設の話ではなく、音楽室の話ですが、本校の音楽室って広さがあるのですが、防音になってないですね。それに最近も近隣の方からお電話をいただいて、ブラスバンドもやっているので非常に困るという声があります。

○田中委員長 多分そういう面は絶対に求められる標準の規格の中でやってまいります。ありがとうございます。

5 その他（20：30）

○田中委員長 ありがとうございます。ちょうど2時間ほど経過をいたしますので、特段なければ、本日いろいろと御意見いただいて共通認識できたと思いますので、第2回については以上にさせていただければと、よろしいでしょうか。ありがとうございます。第2回については以上をもって終了させていただきます。

それで、恐縮ですが、日程を御確認いただきたいので、もしよろしければこの場で事務局からちょっとお願いいたします。次回の日程調整を行いたいと思います。

○事務局（吉谷） それでは、事務局の方から。次回の日程につきましては、一応12月上旬を予定しております。前回は次回の日付を決めましたが、一応12月上旬を予定しておりますので、候補としましては、例えば12月4日の木曜日などはいかがでしょうか。

○田中委員長 それでは12月の4日木曜日18時30分より第3回の開催をしたいと思いますので、御予定をお願いしたいと思います。

特段他に、事務局いいですね。あとは繰り返しになりますけど、会議録につきましては何かありましたら事務局の方にお寄せいただいて、それを整理して改めて御送付をいたします。ありがとうございました。

（20：40）